食育推進基本計画検討会の開催状況について

【第1回食育推進基本計画検討会(平成17年10月19日)資料】

食育推進基本計画の作成スケジュール (案)

年月日	検 討 会	意 見 募 集 等
		・国民からの意見募集の開始(1)
9月中旬~ 10月中旬		・地方での意見交換会の開催(2)
10月19日	・第1回検討会 	
1 1 月中旬 ~ 下旬	・第2回検討会 (論点整理メモに基づく自由 討議等)	
1 2 月上旬 ~ 中旬	・第3回検討会 (基本計画の構成及び盛り込 むべき事項の検討等)	
18年1月 上旬~中旬	・第4回検討会 (基本計画案の検討)	
2 月上旬 ~ 中旬	・第5回検討会 (基本計画案のとりまとめ)	
2月~3月		・パブリックコメント 手続き
3月末	・食育推進会議 (基本計画の決定)	丁 igli C

- 1 内閣府ホームページ及び広報パンフレット等を通じて意見募集を行う。 その結果は第3回検討会において報告する予定。
- 2 委員及び専門委員(数名)の御参加をいただき、全国3カ所の地域において、食育への取組状況、基本計画作成への要望事項等をヒアリングするとともに、意見交換を行う。9月21日(水)に大阪府、10月12日(水)に福井県、10月21日(金)に茨城県(予定)にて実施。その結果は第2回検討会において報告する予定。

食育推進基本計画骨子(案)

【第3回食育推進基本計画検討会(平成17年12月8日)資料】

<リスクコミュニケーション関連記述抜粋>

はじめに

1.食をめぐる現状

- ・食に関する情報が氾濫している中、国民が食に関する正しい情報を適切に選別 し活用することができない状況も見受けられる。
- ・食品の安全性に関わる国内外の事案の発生により、食品の安全性に対する国民 の関心が高まっている。

2.これまでの取組と今後の展開

・食育推進基本計画は、平成18年度から平成22年度までの5年間を対象として食育の推進に関する施策の基本的な事項を定めるとともに、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画の基本となるものである。

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

- ・食品の安全性の確保は、食生活における基本的な問題であり、国民の関心も高 まっている。
- ・食品の提供者が食品の安全性の確保に万全を期すだけでなく、食品を消費する 立場にある者においても、食品の安全性をはじめとする食に関する知識と理解 を深めるよう努め、自らの食を自らの判断で正しく選択していくことが必要で ある。
- ・国際的な連携を図りつつ、食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとと もに、行政、関係事業者、消費者等との間の意見交換が積極的に行われるよう 施策を講じる。

第2 食育の推進の目標に関する事項

1.目標の考え方

- ・食育を国民運動として推進するためには、多くの関係者が共通の目標を掲げ、 その達成を目指して一致協力して取り組むことが有効であるとともに、取組の 成果を客観的な指標により把握できるようにすることが必要である。
- ・食育の推進に当たっての定量的な目標値を主要な項目について設定する。
- ・あくまでも食育は、食育基本法の目的や基本理念に則って行われるべきものであり、地域の実態や特性等への配慮がないまま安易に目標値の達成のみを追い 求めることのないよう留意する必要がある。

2.食育の推進に当たっての目標

- (7)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加(現状値なし)
- ・健全な食生活の実践のためには、食品に関するリスクなど安全性に関する情報を受け止め、適正に食品を選択する力を身に付けることが必要であると考えられるため、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加を目標とする。

【参考】第3回会合における検討会委員発言概要

どうであれば知識を持っていると判断するのかが不明確。

リスクコミュニケーションなど新しい言葉も出てきているので、そうした具体的な問いかけの方がよいのではないか。

第3 食育の総合的な促進に関する事項

7.食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

(1)現状と今後の方向性

・健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら食を 選択していくことが必要であるが、そのためには、最新の科学的知見に基づく 客観的な情報の提供が不可欠である。

- ・食育をより効果的に推進していく上で、各種の資料や情報を収集・分析し、これに立脚しつつ取り組むことが欠かせない。
- ・食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供等がなされるよう、適切な取組を行う必要がある。

(2)取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

(リスクコミュニケーションの充実)

- ・国、地方公共団体、各種団体が連携しつつ、リスクコミュニケーションを積極 的に実施する。
- ・海外の事例や我が国の食品以外の分野での取組等を踏まえつつ検討を進め、より適切かつ効果的なリスクコミュニケーションの手法を開発する。

(食品の安全性や栄養等に関する情報提供)

- ・食品の安全性に関する様々な情報を国民が入手できるよう、パンフレットやホ ームページ等を通じて国民にわかりやすい形で情報を提供する。
- ・地域において地方公共団体、関係団体やNPO等が行う意見交換会等への取組 を支援する。

食育推進基本計画に盛り込むべき事項(骨子)(案)全文については、内閣府ホームページ(http://www8.cao.go.jp/syokuiku/suisin/3rd/sidai3.html)をご覧ください。